



## 春の補助金情報

### 令和6年度補正予算

## 小規模事業者持続化補助金(通常枠)

小規模事業者の皆様が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(物価高騰、賃上げ、インボイス制度の導入)等に対応するため、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取り組み(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな顧客層の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、その取り組みと併せて行う業務効率化(生産性向上)に要する経費の一部を補助します。

申請にあたっては商工会等が発行する「事業支援計画書」が必要になります。  
取り組みを考えられたときは本会までご相談いただくようお願いします。

### <補助上限・補助率>

50万円 ・ 2/3

※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ

※賃金引上げ特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に150万円を上乗せ

### <対象経費>

機械装置等費 広報費 ウェブサイト関連費 展示会等出展費 旅費 新商品開発費  
借料 委託・外注費

### <スケジュール>

申請受付開始 : 2025年5月1日(木)

申請受付締切 : 2025年6月13日(金)

「事業支援計画書」発行の受付締切 : 6月3日(火)

### <申請方法>

電子申請システムを利用

◆商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局

[https://www.jizokukanb.com/jizokuka\\_r6h/shinsei.html](https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/shinsei.html)

京都市の補助金情報 ～詳しくは各項目をご確認ください～

【ダイジェスト】

対 象	伝統産業者向け	農業者向け	林業者向け
補助金名	京都市 伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金	京都市 農業経営安定支援事業補助金	京都市 林業経営安定支援事業補助金
補助上限	5万～63万円	個人 100万円 法人 150万円	800万円
補助率	4/5 以内		
申請締切	R7年5月31日(金)	R7年6月13日(金)	R7年5月30日(金)

## 京都市 伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金

京都市では、インバウンド需要の増加等を見据えて新たな事業展開を行う伝統産業事業者に対して、新商品開発に向けた原材料・道具・設備の導入や、国内外での新たな販売機会の創出に向けた取組を支援する「京都市伝統産業新商品開発・販路開拓支援事業補助金」の募集を開始します。

### <対象となる方>

- 京都市が指定する伝統産業 74 品目に携わる組合等、法人、個人事業主
- ※京都市の区域内に本店又は主たる事務所を有する法人
- ※京都市の区域内の店舗、事務所等で事業を営む個人事業主

### <補助対象となる事業>

- (1)新商品開発に資する、道具・原材料等の購入及び伝統産業製品等の製造工程に直接関わる設備の新設、更新、改修(税抜 30 万円未満のもの)
- (2)国内外での新たな販売機会創出に資する展示会・販売会への出展等

### <補助上限額>

- 組合等 25 万円(海外での販売機会創出の場合は 38 万円)
- 法人 10 万円(海外での販売機会創出の場合は 15 万円)
- 個人事業主 5 万円(海外での販売機会創出の場合は 8 万円)

### <補助率>

4/5 以内

### <申請期間>

令和 7 年 3 月 31 日(月)から令和 7 年 5 月 31 日(土)まで

### <申請先・問い合わせ先>

京都市産業観光局クリエイティブ産業振興室 新商品開発・販路開拓支援事業補助金担当  
TEL:075-222-3331

## 京都市 農業経営安定支援事業補助金

京都市では、物価高騰等の影響を踏まえ、国の経済対策における物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、収益改善や供給力強化を目的として、良質な農産物の生産に取り組んでおられる認定農業者等の方々に対して、生産増・コスト低減等に資する機器・設備の導入又は修繕等を支援する「京都市農業経営安定支援事業補助金」の募集を開始します。

### <対象となる方>

認定農業者または認定新規就農者

### <補助対象となる事業>

農業経営改善や供給力強化に資する機器・設備の導入または修繕等

### <補助上限額・補助率>

個人 100 万円 / 法人 150 万円 ・ いずれも 4/5 以内

### <申請期間>

令和 7 年 4 月 14 日(月)から令和 7 年 6 月 13 日(金)まで

### <申請先・問い合わせ先>

京北地域の方は「京北・左京山間部農林業振興センター」 TEL:075-852-1817

## 京都市 林業経営安定支援事業補助金

京都市では、エネルギー価格をはじめとする物価高騰等が林業の生産活動に影響を及ぼす中、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、経営力向上に意欲的に取り組む林業者等に対して、生産性向上・コスト低減等に資する機器・設備の導入等を支援する「京都市林業経営安定支援事業補助金」の募集を開始します。

### <対象となる方>

京都市内に在住または主たる事業所を有し、市内の森林において、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を実施する者(森林作業道の開設等土木作業のみに従事している者は除く)で次に掲げる者。または市内原木市場。

- ①労確法に基づく認定事業主
- ②森林経営管理法に基づく民間事業者
- ③新たな森林経営担い手支援事業の補助金の交付を受けた事業者
- ④林業生産活動を行う者で組織された事業協同組合
- ⑤令和 5 年または令和 6 年に税務申告をした林業者

<補助対象となる事業>

機器・設備の導入または施設の整備

ただし、補助対象者に於いて次の取組項目の何れかを行う事業とする。

【 生産量の増加 ・ 森林整備面積の増加 ・ 生産性の向上 ・ 経営コスト縮減 】

<補助額・補助率>

上限 800 万円 ・ 4/5

<申請期間>

令和 7 年 4 月 10 日(木)から令和 7 年 5 月 30 日(金)まで

<申請先・問い合わせ先>

京北地域の方は「京北・左京山間部農林業振興センター」 TEL:075-852-1817

資金繰り

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

マル経融資は日本政策金融公庫が貸付を行うもので、商工会で経営指導を受けている(原則6か月以上)小規模事業者の方が、経営改善に必要な資金を無担保無保証でご利用できる制度です。ご利用にあたっては所属商工会の推薦が必要となりますので、融資をお考えの方は商工会までご相談ください。

	運転資金	設備資金
融資限度額	2,000万円	
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内 (2年以内)	
利率(年)	1.95% ※令和7年3月3日(月)現在	

商工会だよりへの広告同封サービスを開始しています

商工会だより(本紙)は年4回発行し、会員事業所様並びに関係機関に配布している京北商工会の機関紙です。貴社の商品やサービスを直接周知する場として、この機会を是非ご利用ください。同封料は一種類につき1,000円となります。広告物(220部)は商工会窓口でお受けいたします。同封を希望される方は商工会までお問い合わせください。

## 新入会員様のご紹介

～どうぞよろしくお願いいたします。～（令和7年3月25日(火) 第4回理事会受付分）

地区	事業所名	氏名（敬称略）	業種
黒田	農家民宿 優里庵	岩浅 翔	宿泊業
黒田	古民家レトロカフェまる477	田中 まゆみ	飲食業
山国	株式会社 アトカブ	鈴木 晋	卸売業

## 事務局より

令和7年度についても本年度と同様の事務局体制となります。  
会員の皆様には引き続きお世話になりますが、よろしくお願いいたします。



事務長（総括主事）	田中 尚樹
事務次長（経営支援員）	藤原 昌美
記帳指導員	上野 寿彦
経営支援員	奥本 達也



ホームヘルプステーションさくら  
主任サービス責任者 米津 由実子  
サービス責任者 海老瀬 祥代

## 京都府最低賃金をご確認ください。

京都府最低賃金 時間額 1,058円（令和6年10月1日発効）

※京都府内の全ての使用者及び労働者に適用されます。パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態の別なく適用されます。

### 特定（産業別）最低賃金

電気機械器具製造業 時間額 1,074円 / 輸送用機械器具製造業 時間額 1,076円

（令和7年1月19日発効）

<お問い合わせ先>

京都労働局労働基準部賃金室 TEL:075-241-3215

# 令和7年度 第64回通常総会について

これまで開催していた総代会は令和6年度から一般会員様全員を対象とした総会になりました。令和7年度以降についても総会となります。

議案書については後日送付いたしますが、多くの皆様のご出席、ご協力の程よろしく  
お願いいたします。

日 時 : 5月23日(金) 10時～

場 所 : 商工会館

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した  
セーフティネット

安心の材料を  
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧ください

 中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

## 小規模企業共済制度

### ●制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

## 経営セーフティ共済

### ●中小企業倒産防止共済制度の特長

#### 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

#### 2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

#### 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由を選べます。

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <https://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール [keishoko@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:keishoko@skyblue.ocn.ne.jp)